

船舶事故調査報告書

平成27年9月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	不明（平成27年3月25日 06時40分ごろ～07時15分ごろの間）
発生場所	不明（山梨県富士河口湖町の本栖湖南東岸付近）
事故調査の経過	平成27年3月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての操縦者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	手漕ぎボート 82^{もとす}本栖丸、総トン数なし なし、本栖湖観光協会 3.60m×1.10m×0.45m、FRP 電動モーター船外機、不明、不明
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 73歳
死傷者等	死亡 1人（操縦者）
損傷	電動船外機に濡損
事故の経過	本船は、操縦者が1人で乗り組み、平成27年3月25日06時40分ごろ、本栖湖南東岸付近の釣り場に向け、ボート乗り場を出発した。 本栖湖観光協会担当者は、07時15分ごろ、湖岸付近で転覆した本船及びその付近で浮いている操縦者を発見し、警察へ通報するとともに救助に向かった。 操縦者は、病院に搬送されたが、13時16分に死亡し、死因は偶発性低体温症と診断された。 （付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 3、気温 約－1℃ 水象：湖面 平穏、水温 約6℃
その他の事項	操縦者は、本栖湖へ友人2人と釣りに来ていたが、単独で行動しており、転覆したときの目撃情報はなく、救命胴衣を着用していた。 本事故当日は、ひめます釣りの解禁日で、06時40分の受付開始から、本船ほか26隻のボートが貸し出されていた。 常連の釣り客は、本栖湖観光協会から手漕ぎボート（以下「貸しボート」という。）をレンタルすることが義務付けられているので、小

	型船舶操縦免許を必要としない電動船外機を持参し、貸しボートの船尾に取り付けて釣りを行っていた。 操縦者は、持参した電動船外機を本船の船尾に取り付けていた。 本事故現場の東方約15kmに位置する河口湖特別地域観測所では、本事故発生当時、平均風速約4m/s、最大瞬間風速約10m/sの西南西の風が観測されていた。 本栖湖観光協会では、ボート乗り場の小屋に風速計などを設置しておらず、強風時のボート貸出し中止の明確な基準はなかった。 本栖湖観光協会の担当者は、湖面の状況を目視してボート貸出しの可否を判断していたが、本事故当時は貸出しを中止するほどの風や波ではないと思った。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 本船は、操縦者が1人で乗り組み、本栖湖の南東岸付近の釣り場に向けて06時40分ごろボート乗り場を出発した後、07時15分ごろ湖岸付近で転覆した状態で発見されたことから、この間において、転覆したものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。 操縦者の死因は、偶発性低体温症であった。 操縦者は、本船が転覆した際、落水して偶発性低体温症に陥った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、本栖湖のボート乗り場を出発した後、転覆したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・手漕ぎボートでは、ボートの復原力を減少させないように低い体勢で釣りを行うこと。 ・突発的な事故などが発生したときに備え、防水型の携帯電話などを身につけておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

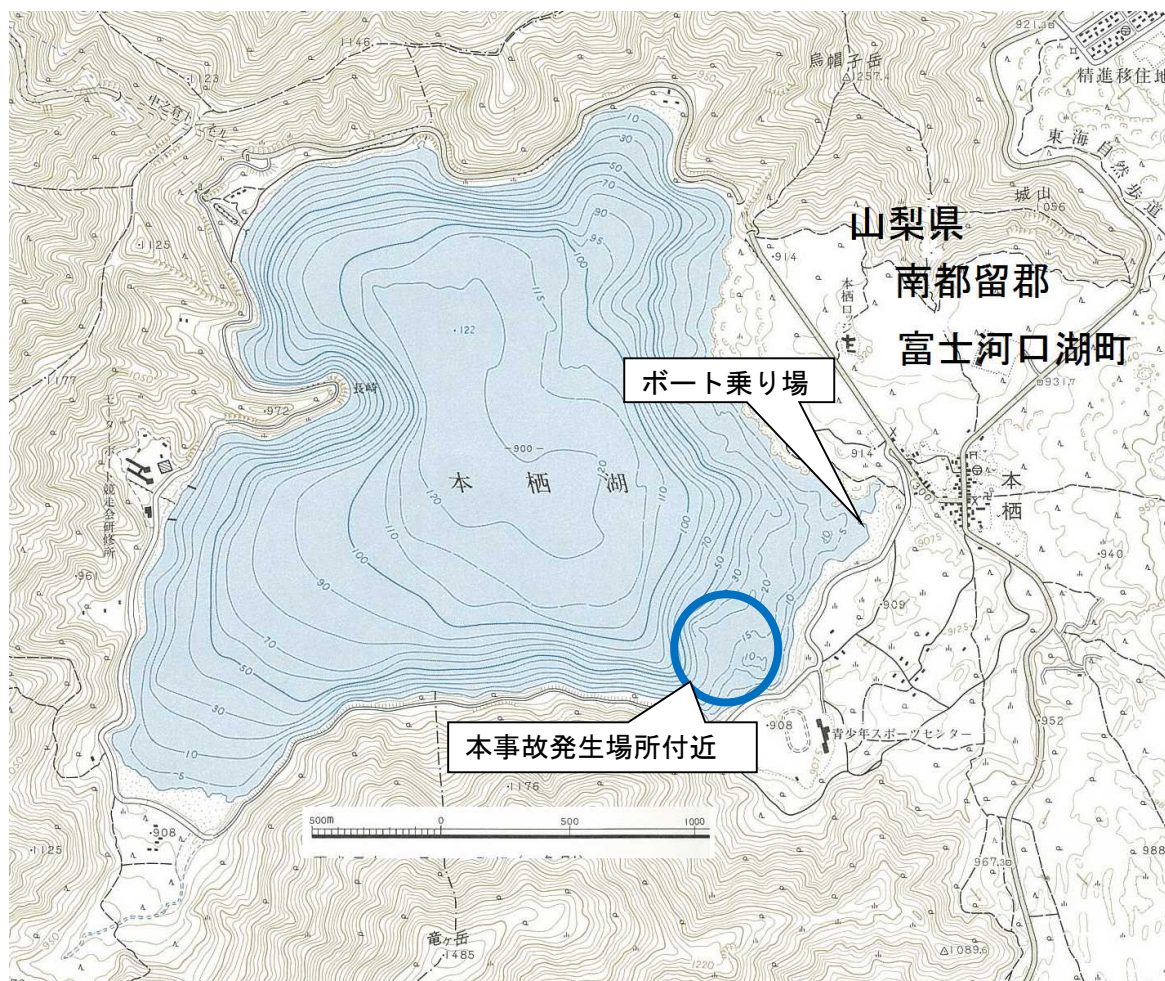


写真1 本船

